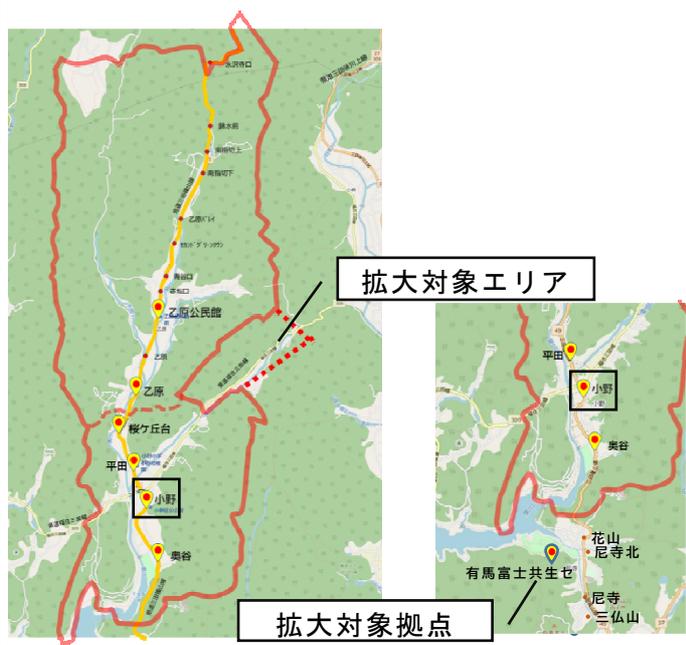


議案番号	件名																
提案課名	内容																
議案第 4 9 号	三田市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例の制定について																
交通まちづくり課	<p>【改正趣旨】 小野地区、広野地区では、令和 3 年 7 月 1 日施行の三田市自家用有償旅客運送条例に基づき、自家用有償旅客運送による地域内交通を導入してきた。 当該事業における自家用有償旅客運送の登録については、今年度、道路運送法第 79 条の 6 による登録の更新が予定されており、引き続き地域における利用促進を図りながら運行を継続することとしている。 登録更新にあたって小野地区では、利用促進策の一環として対象地域を一部拡大することから、当該条例の一部を改正するもの。</p> <p>【関係法令】 道路運送法（第 79 条） 道路運送法施行規則（第 49 条第 1 項第 1 号）</p> <p>【改正内容】 活動状況（改正後） 自家用有償旅客運送の開始：令和 3 年 11 月 29 日</p> <table border="1" data-bbox="491 1198 1449 1753"> <tbody> <tr> <td>運行管理</td> <td>松風おでかけサポート委員会（三田市より運行を委託）</td> </tr> <tr> <td>運行形態</td> <td>予約型</td> </tr> <tr> <td>運行日</td> <td>月～日（祝日を含む） ※年末年始を除く</td> </tr> <tr> <td>運行時間</td> <td>7:00 から 18:30 まで（予約に応じて運行）</td> </tr> <tr> <td>送迎範囲</td> <td>自宅からバス停留所又は地域の拠点間</td> </tr> <tr> <td>使用車両</td> <td>5 人乗り乗用車 2 台（三田市より貸与）</td> </tr> <tr> <td>運転手</td> <td>17 名</td> </tr> <tr> <td>運賃</td> <td>大人 200 円、小人 100 円・幼児無料・障害者等 100 円</td> </tr> </tbody> </table>	運行管理	松風おでかけサポート委員会（三田市より運行を委託）	運行形態	予約型	運行日	月～日（祝日を含む） ※年末年始を除く	運行時間	7:00 から 18:30 まで（予約に応じて運行）	送迎範囲	自宅からバス停留所又は地域の拠点間	使用車両	5 人乗り乗用車 2 台（三田市より貸与）	運転手	17 名	運賃	大人 200 円、小人 100 円・幼児無料・障害者等 100 円
運行管理	松風おでかけサポート委員会（三田市より運行を委託）																
運行形態	予約型																
運行日	月～日（祝日を含む） ※年末年始を除く																
運行時間	7:00 から 18:30 まで（予約に応じて運行）																
送迎範囲	自宅からバス停留所又は地域の拠点間																
使用車両	5 人乗り乗用車 2 台（三田市より貸与）																
運転手	17 名																
運賃	大人 200 円、小人 100 円・幼児無料・障害者等 100 円																

活動エリア
(拡大箇所含む)



【施行期日】
公布の日